

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第72期第3四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社牧野フライス製作所

【英訳名】 Makino Milling Machine Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 牧野 二郎

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中根2丁目3番19号

【電話番号】 03(3717)1151(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 細島 英一

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中根2丁目3番19号

【電話番号】 03(3717)1151(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 細島 英一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第71期 第3四半期連結 累計期間	第72期 第3四半期連結 累計期間	第71期 第3四半期連結 会計期間	第72期 第3四半期連結 会計期間	第71期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (百万円)	33,160	59,453	12,070	21,884	57,881
経常損失() (百万円)	10,687	2,391	2,696	663	11,011
四半期(当期)純損失 () (百万円)	10,895	2,561	3,330	900	10,591
純資産額 (百万円)			77,924	73,767	79,396
総資産額 (百万円)			148,158	158,312	165,422
1株当たり純資産額 (円)			674.82	657.81	687.51
1株当たり四半期 (当期)純損失金額() (円)	95.04	22.77	29.05	8.09	92.40
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)			52.2	46.2	47.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,590	3,146			3,035
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,807	6,928			10,613
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,368	14,088			10,194
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)			41,205	37,804	42,790
従業員数 (名)			3,708	3,856	3,673

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	3,856
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,386
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であります。

第2 【事業の状況】

当社グループの主な事業は工作機械の製造販売であります。製造は日本、アジアで行っており、販売は海外の重要拠点に子会社を展開して、グローバルな販売活動を行っております。従いまして、当社グループは下記、、、の販売体制を基礎とした各社の所在地別のセグメントから構成されております。

セグメント ．は牧野フライス製作所および国内連結子会社が担当するセグメントであり、主たる地域は日本、韓国、中国、大洋州、ロシア、ノルウェイ、イギリス及びセグメント ．、 ．に含まれないすべての地域です。

セグメント ．はMAKINO ASIA PTE LTD(シンガポール)が担当するセグメントであり、主たる地域は中国、ASEAN諸国、インドです。

セグメント ．は、MAKINO INC.(アメリカ合衆国オハイオ州メイスン)が担当しているセグメントで、南北アメリカのすべての国です。

セグメント ．は、MAKINO Europe GmbH (ドイツ連邦共和国ハンブルグ市)が担当するセグメントであり、ヨーロッパ大陸(ノルウェイを除く)のすべての国です。

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
	11,604	
	3,333	
合計	14,938	

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第3四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高(百万円)	前年同四半期比(%)
	11,215		15,799	
	6,329		9,213	
	5,695		6,536	
	2,338		2,211	
合計	25,578		33,760	

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
	6,721	
	7,613	
	5,879	
	1,670	
合計	21,884	

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われていません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

第3四半期連結会計期間(10 - 12月期)に入り、生産財の設備投資はより堅調な拡大を続けています。その中であって国内の回復だけが緩やかな理由は、円高の影響や先行きの不透明感によるものです。

(社)日本工作機械工業会の2010年1 - 12月の受注累計額は、前年比 2.4倍で9,786億円となりました。そして2011年の見通し額を1兆1,000億円と発表しています。第3四半期連結会計期間(10 - 12月期)の当社受注は前年同期比1.7倍の255億円、個別は2.2倍の147億円となりました。最盛期の水準に対して6割まで戻りましたが、厳しい状況に変わりありません。

このような環境の中、当第3四半期連結会計期間における連結売上高は218億84百万円（対前年同期比81.3%増）、連結営業損失5億66百万円（前年同期は27億3百万円の連結営業損失）、連結経常損失6億63百万円（前年同期は26億96百万円の連結経常損失）、連結四半期純損失9億円（前年同期は33億300百万円の連結四半期純損失）となりました。

当第3四半期連結累計期間における連結四半期純損失が、当第2四半期連結累計期間(16.6億円)に比べ増えた要因は、大口受注案件の出荷遅延にあります。そして円高の影響も重なり損失が増加しました。

地域別の状況は以下のとおりです。

日本

第3四半期会計期間における個別の国内受注は前年同期比1.9倍、当第2四半期比1.2倍と回復しています。自動車部品に関連するメーカの設備投資に動きがあります。

国内金型業界は、国際競争の中にあって技術力の強化を進めています。当社はこれに合わせた開発に取り組んでいきます。

アメリカ

新製品の受注が好調に推移しました。自動車部品メーカからは横形マシニングセンタa51nx・a61nx、航空機部品メーカからは5軸マシニングセンタMAG/Aシリーズが中心になります。受注は前年同期比1.8倍の56億95百万円になりました。また注力している新型旅客機の難削材(チタン・インコネルなど)加工では、MAG/T2に多くの引合いがあり今後の受注を期待しています。

ヨーロッパ

景気回復の足取りが強まり、ヨーロッパ子会社の受注も増加してきました。しかし、円高/ユーロ安の傾向に変化はなく、欧州工作機械メーカとの競合が極めて厳しい状況になっています。

アジア

中国では、引き続き活発な設備投資が行なわれています。また業種が多岐にわたり、向け先が各地に広がっています。

インドからは、自動車・建機・農機関連で横形マシニングセンタの受注が増加しました。元来欧州工作機械メーカが強い地域であり、円高/ユーロ安の影響を受けています。

マキノアジア社が開発製造した放電加工機と立形マシニングセンタの受注は好調に推移しており、生産現場はフル稼働の状態が続いています。

報告セグメント別の当第3四半期連結会計期間の業績については次の通りです。

セグメント . (担当: 牧野フライス製作所および国内連結子会社 / 所在地: 日本) は売上高145億58百万円となりました。

セグメント . (担当: MAKINO ASIA PTE LTD / 所在地: シンガポール) は売上高84億94百万円となりました。

セグメント . (担当: MAKINO INC. / 所在地: アメリカ) は売上高59億37百万円となりました。

セグメント . (担当: MAKINO Europe GmbH / 所在地: ドイツ) は売上高16億70百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は前連結会計年度末に比べ71億9百万円減少し、1,583億12百万円となりました。

資産の主な増減としては、現金及び預金132億7百万円の減少、たな卸資産82億27百万円の増加、受取手形及び売掛金28億34百万円の減少などが挙げられ、負債の主な増減としては、1年内償還予定の社債100億円の減少、支払手形及び買掛金66億56百万円の増加、短期借入金22億45百万円の減少などが挙げられません。

また、純資産については利益剰余金25億61百万円の減少、自己株式20億3百万円の取得などにより、前連結会計年度末に比べ56億28百万円減少した737億67百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況については、営業活動によるキャッシュ・フローは当第3四半期連結会計期間の税金等調整前四半期純損失6億42百万円、売上債権の減少3億37百万円や仕入債務の増加36億65百万円などにより9億66百万円の収入（前年同四半期連結会計期間は7億19百万円の支出）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出などにより7億78百万円の支出（前年同四半期連結会計期間は16億60百万円の支出）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは借入金の返済などにより17億47百万円の支出（前年同四半期連結会計期間は6億17百万円の支出）となりました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、第2四半期連結会計期間末に比べ18億28百万円減少し、378億4百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

・基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

・当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1937年に創業以来、よりよい工業製品を効率的に生産することを意図する顧客に、常に最適な工作機械と技術を提供し、高精度、高品位で信頼できる製品の供給者としての地位を確立することを目指しています。

高い精度を要求される金型向けの製品ラインアップとサービスの充実に長年取り組んでおります。この取組が金型の生産者から評価され、以来当社にとって最も重要な顧客となっています。消費財及び生産財で使われる高精度な部品や大物部品に対応した製品を開発し、国内外の部品生産者から高い評価を得ています。さらに、今まで難しいとされた航空機量産部品の高速・高精度加工を実現するなど、常に高精度、高品位な製品にこだわり、展開しています。

工作機械は、機械構造や機械力学、電子、電気、コンピュータプログラムなど多くの要素から構成されており、生産財の中でも複雑な構造をした製品です。商品化にあたっては、これらの要素一つ一つを吟味し、全体として最適になるよう組み合わせた上で、さらに、生産から、部品調達、販売、サービスにいたるまでの幅広い分野を適切に融合させる必要があります。このような中で、高精度、高品位な工作機械の供給者を志す当社にとって、開発や生産、営業、サービスに関する新しい技術と、長年にわたり蓄積された知識やノウハウ、取引業者との協力関係、営業及びサービスのネットワーク、顧客の期待と市場の変化に柔軟に対応する組織体制など、多くの知識とノウハウ、様々な関係者とのネットワークといった無形の資産は、必要不可欠なものです。

その上で、当社の差別化にとってなにより重要なのは、国内外で活躍する多くの顧客との厚い信頼関係です。新しい製品はしばしば、当社への信頼のもと顧客の重要な情報を提供いただき、問題を共有して取組んでいく中で開発されていきます。そして製品という形で問題を解決し信頼に込めていくことにより、さらに信頼をいただき、という循環の中で当社の成長が成り立っています。このような信頼こそ、当社の存立基盤であり、当社の成長と発展にとって最も重要な資産と考えています。

当社はこのような無形資産を、毀損される危険から守り、安定的に確保、育成するよう努めていきます。そして、このような取組みは、今後の成長と発展を成し遂げ、企業収益を確保、向上していくためにますます重要になってきていると考えています。

経済産業省が平成17年10月に作成した「知的資産経営の開示ガイドライン」では、「知の時代が本格化する中、企業が持続的に発展していくためには、差別化を継続することが極めて重要であるが、その源泉として、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えにくい知的資産を活用した他社が真似することのできない経営のやり方がますます重要になってきている。」と無形資産の重要性を説いています。

企業間の競争は激しさを増す中で、顧客の抱える加工課題はますます難しくなり、よりよい工業製品を効率的に生産したいとする顧客は増えています。生産拠点の世界的な広がり、工業の発展を意図する地域の需要の増加もあり、最適な工作機械と技術を提供する必要性はよりいっそう高まっています。このような状況に対応するため、生産設備の更新や拡充、工業の発展を意図する地域を中心に営業及びサービス網の拡大といった有形資産の強化をしていきます。それに加え、開発力の強化と効率化、生産管理手法の改善と生産ノウハウの伝承、部品調達及び管理の効率化、国内外の拠点間における協力体制の構築といった無形資産の強化に取り組み、最適な工作機械と技術を顧客に提供していくための基盤を強化し、顧客との信頼関係をさらに高めていきます。

このような取組みを通じて企業収益の拡大を図ることにより、中長期的に企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」）導入の目的

当社取締役会は、基本方針に則り、当社株券等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、当社はこの四半期報告書提出日までにおいて当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けていません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

対象となる大規模買付等

本プランは以下の()又は()に該当する当社株券等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとし、

- ()当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- ()当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

- ()買付者等の概要
 - (イ)氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (ロ)代表者の役職及び氏名
 - (ハ)会社等の目的及び事業の内容
 - (ニ)大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
 - (ホ)国内連絡先
 - (ヘ)設立準拠法
- ()買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
- ()買付者等が提案する大規模買付等の概要(買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。))を含みます。

「本必要情報」の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記()(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にもかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

- ()買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名前及び職歴等を含みます。)
- ()大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。)
- ()大規模買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- ()大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- ()大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ()買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ()買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容

- ()大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ()大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ()当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要、意向表明書の概要、本必要情報の概要及び、その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の()又は()の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

()対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には最大で60日間

()その他の大規模買付等の場合には最大で90日間

ただし、上記() ()いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の()又は()に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

()独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記 から までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、次に記載する当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

(イ)買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

(ロ)当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合

(ハ)当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合

- (二)当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っている」と判断される場合
- (ホ)買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (ハ)買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、取引先その他当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な利害関係者との良好な関係を破壊し、中長期的にわたって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- () 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合
() に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

取締役会の決議

当社取締役会は、() に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から取締役会評価期間の期間内に速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記() の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、() 買付者等が大規模買付等を中止した場合又は() 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとし、

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

大規模買付等の開始

買付者等は、上記() から() に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとし、

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1) に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1) に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1) に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までは本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までは当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとし、

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

- 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、についての当社取締役会の判断とその理由）
- 当社取締役会は、本プランが会社法施行規則第118条第3号八に定める要件（イ 基本方針に沿うものであること、ロ 当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、ハ 当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと）に該当していると判断します。その理由は、次の各項目に記載するとおりです。
1. 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること
本プランは経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。
 2. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
本プランは、上記 .2.(3)に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。
 3. 株主意思を重視するものであること
本プランは平成20年6月20日開催の定時株主総会においてご承認いただいております。また、上記 .2.(3)に記載した通り、本プランの有効期限は平成23年6月開催予定の定時株主総会終結時までであり、平成20年6月20日開催の定時株主総会後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。
 4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
当社は、本プランの導入に当たり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置し、対抗措置の発動等に当たっては当該独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。
独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。
また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。
 5. 合理的な客観的発動要件の設定
本プランは、上記 .2.(1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。
 6. デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと
上記 .2.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。
また、当社の取締役の任期は1年で期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は1,029百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	119,944,543	119,944,543	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株で あります。
計	119,944,543	119,944,543		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年12月31日		119,944,543		19,263		32,619

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、住友信託銀行株式会社及びその共同保有者であるThe Sumitomo Trust Finance(H.K.)Ltd.（住友信託財務（香港）有限公司）及び日興アセットマネジメント株式会社から平成22年11月22日付で近畿財務局長に提出された大量保有報告書により、平成22年11月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	5,190	4.33
The Sumitomo Trust Finance(H.K.)Ltd. (住友信託財務（香港）有限公司)	Suites 704-706, 7th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong	381	0.32
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー	476	0.40

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,675,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 110,806,000	110,806	同上
単元未満株式	普通株式 463,543		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	119,944,543		
総株主の議決権		110,806	

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式433株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が17,000株(議決権17個)含まれております。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社牧野フライス製作所	東京都目黒区中根 二丁目3番19号	8,675,000		8,675,000	7.23
計		8,675,000		8,675,000	7.23

(注) 当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)の自己株式数は8,680,173株(発行済株式総数に対する割合7.24%)であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	730	647	682	585	520	584	637	639	688
最低(円)	590	492	536	501	445	465	543	526	603

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、仰星監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	37,815	51,022
受取手形及び売掛金	2 21,318	24,153
有価証券	2,019	2,019
商品及び製品	9,013	9,591
仕掛品	11,791	7,331
原材料及び貯蔵品	17,077	12,733
繰延税金資産	793	791
その他	3,688	2,682
貸倒引当金	780	800
流動資産合計	102,738	109,523
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	20,544	21,333
機械装置及び運搬具(純額)	2,892	3,114
工具、器具及び備品(純額)	1,996	1,917
土地	9,705	9,856
リース資産(純額)	1,933	2,007
建設仮勘定	235	461
有形固定資産合計	1 37,308	1 38,690
無形固定資産		
その他	904	825
無形固定資産合計	904	825
投資その他の資産		
投資有価証券	11,923	10,383
長期貸付金	664	671
繰延税金資産	829	990
その他	4,429	4,903
貸倒引当金	486	566
投資その他の資産合計	17,360	16,382
固定資産合計	55,573	55,898
資産合計	158,312	165,422

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,935	14,278
短期借入金	2,940	5,186
1年内償還予定の社債	-	10,000
1年内返済予定の長期借入金	2,648	4,677
リース債務	621	624
未払法人税等	739	581
その他	10,814	7,122
流動負債合計	38,699	42,471
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	17,187	15,146
リース債務	2,092	2,207
繰延税金負債	4,112	3,477
退職給付引当金	545	827
役員退職慰労引当金	291	279
負ののれん	83	71
その他	1,532	1,544
固定負債合計	45,845	43,554
負債合計	84,545	86,026
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,263	19,263
資本剰余金	32,595	32,595
利益剰余金	29,271	31,832
自己株式	4,770	2,767
株主資本合計	76,359	80,924
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,427	3,563
為替換算調整勘定	7,597	5,680
評価・換算差額等合計	3,169	2,116
少数株主持分	577	588
純資産合計	73,767	79,396
負債純資産合計	158,312	165,422

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	33,160	59,453
売上原価	30,786	45,506
売上総利益	2,373	13,947
販売費及び一般管理費	¹ 12,801	¹ 15,409
営業損失()	10,427	1,462
営業外収益		
受取利息及び配当金	174	235
助成金収入	250	-
その他	439	413
営業外収益合計	864	648
営業外費用		
支払利息	657	740
為替差損	376	769
その他	89	68
営業外費用合計	1,123	1,577
経常損失()	10,687	2,391
特別利益		
固定資産売却益	29	55
特別利益合計	29	55
特別損失		
固定資産除却損	-	14
特別損失合計	-	14
税金等調整前四半期純損失()	10,657	2,349
法人税等	274	204
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	2,553
少数株主利益又は少数株主損失()	36	7
四半期純損失()	10,895	2,561

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	12,070	21,884
売上原価	10,925	17,023
売上総利益	1,144	4,861
販売費及び一般管理費	1 3,847	1 5,427
営業損失()	2,703	566
営業外収益		
受取利息及び配当金	58	102
助成金収入	42	-
為替差益	37	-
その他	112	219
営業外収益合計	252	322
営業外費用		
支払利息	221	230
為替差損	-	169
その他	23	19
営業外費用合計	245	419
経常損失()	2,696	663
特別利益		
固定資産売却益	1	21
貸倒引当金戻入額	1	-
特別利益合計	3	21
特別損失		
固定資産除却損	-	0
特別損失合計	-	0
税金等調整前四半期純損失()	2,693	642
法人税等	622	254
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	897
少数株主利益	14	3
四半期純損失()	3,330	900

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	10,657	2,349
減価償却費	2,501	2,325
のれん償却額	29	11
貸倒引当金の増減額(は減少)	159	3
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1,034	11
退職給付引当金の増減額(は減少)	87	36
受取利息及び受取配当金	174	235
支払利息	657	740
為替差損益(は益)	70	357
有形固定資産売却損益(は益)	29	55
有形固定資産除却損	-	14
売上債権の増減額(は増加)	8,686	1,595
たな卸資産の増減額(は増加)	2,636	10,032
仕入債務の増減額(は減少)	4,162	7,779
その他	3,922	3,551
小計	2,692	3,682
利息及び配当金の受取額	160	238
利息の支払額	572	665
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	310	109
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,590	3,146
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	1,301	8,220
有価証券の取得による支出	50	-
有価証券の売却による収入	200	-
有形固定資産の取得による支出	1,353	1,230
有形固定資産の売却による収入	437	140
子会社株式の取得による支出	316	-
その他	423	202
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,807	6,928
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,852	1,847
ファイナンス・リース債務の返済による支出	242	301
長期借入れによる収入	536	4,750
長期借入金の返済による支出	458	4,669
社債の償還による支出	-	10,000
自己株式の取得による支出	1	2,003
子会社の自己株式の取得による支出	316	14
少数株主への配当金の支払額	1	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,368	14,088

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物に係る換算差額	76	972
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,227	4,985
現金及び現金同等物の期首残高	39,978	42,790
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 41,205	1 37,804

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
<p>1. 会計処理基準に関する事項の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>1 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。</p> <p>2 前第3四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました「助成金収入」は営業外収益総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間では営業外収益の「その他」に含めて表示することといたしました。</p> <p>なお、当第3四半期連結累計期間の「助成金収入」は17百万円であります。</p>

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>1 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。</p> <p>2 前第3四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「助成金収入」は営業外収益総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結会計期間では営業外収益の「その他」に含めて表示することといたしました。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間の「助成金収入」は3百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)
<p>1. 棚卸資産の評価方法</p> <p>当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p> <p>また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p> <p>2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
<p>1. 税金費用の計算</p> <p>当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																
<p>1 有形固定資産減価償却累計額 47,428百万円</p> <p>2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高から除かれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">27百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">115百万円</td> </tr> </table> <p>3 のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">95百万円</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: right;">83百万円</td> </tr> </table>	受取手形	27百万円	支払手形	115百万円	のれん	11百万円	負ののれん	95百万円	差引	83百万円	<p>1 有形固定資産減価償却累計額 46,825百万円</p> <p>2</p> <p>3 のれん及び負ののれんの表示 のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">41百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">112百万円</td> </tr> <tr> <td>差引</td> <td style="text-align: right;">71百万円</td> </tr> </table>	のれん	41百万円	負ののれん	112百万円	差引	71百万円
受取手形	27百万円																
支払手形	115百万円																
のれん	11百万円																
負ののれん	95百万円																
差引	83百万円																
のれん	41百万円																
負ののれん	112百万円																
差引	71百万円																

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)																
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給料及び手当</td> <td style="text-align: right;">4,833百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">159百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">645百万円</td> </tr> </table>	給料及び手当	4,833百万円	役員退職慰労引当金繰入額	30百万円	貸倒引当金繰入額	159百万円	退職給付費用	645百万円	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">給料及び手当</td> <td style="text-align: right;">5,486百万円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">32百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">366百万円</td> </tr> </table>	給料及び手当	5,486百万円	役員退職慰労引当金繰入額	11百万円	貸倒引当金繰入額	32百万円	退職給付費用	366百万円
給料及び手当	4,833百万円																
役員退職慰労引当金繰入額	30百万円																
貸倒引当金繰入額	159百万円																
退職給付費用	645百万円																
給料及び手当	5,486百万円																
役員退職慰労引当金繰入額	11百万円																
貸倒引当金繰入額	32百万円																
退職給付費用	366百万円																

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの 給料及び手当 1,463百万円 役員退職慰労引当金繰入額 4百万円 退職給付費用 116百万円	1 販売費及び一般管理費の主なもの 給料及び手当 1,644百万円 役員退職慰労引当金繰入額 3百万円 貸倒引当金繰入額 70百万円 退職給付費用 123百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金 41,760百万円	現金及び預金 37,815百万円
有価証券 2,018 "	有価証券 2,019 "
計 43,778百万円	計 39,835百万円
預入期間が3か月超の定期預金他 2,572 "	預入期間が3か月超の定期預金他 2,030 "
現金及び現金同等物 41,205百万円	現金及び現金同等物 37,804百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日
至 平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	119,944,543

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	8,680,173

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社及び連結子会社の事業は、工作機械の製造・販売業の単一セグメントでありますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	アメリカ (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	5,079	2,662	3,172	1,156	12,070		12,070
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,393	349	27	3	2,772	(2,772)	
計	7,472	3,011	3,199	1,160	14,843	(2,772)	12,070
営業利益又は営業損失()	2,565	224	54	209	2,945	241	2,703

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 各区分に属する主な国又は地域
アジアシンガポール
アメリカアメリカ
ヨーロッパドイツ

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	アメリカ (百万円)	ヨーロッパ (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	12,998	8,576	8,920	2,664	33,160		33,160
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	7,876	678	129	11	8,695	(8,695)	
計	20,875	9,254	9,049	2,676	41,855	(8,695)	33,160
営業損失()	8,776	755	529	1,010	11,072	644	10,427

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 各区分に属する主な国又は地域
アジアシンガポール
アメリカアメリカ
ヨーロッパドイツ

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

	アメリカ	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	3,173	1,426	3,465	435	8,501
連結売上高(百万円)					12,070
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	26.3	11.8	28.7	3.6	70.4

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アメリカ・・・アメリカ・カナダ

ヨーロッパ・・・ドイツ・イタリア

アジア・・・中国・韓国・インド

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

	アメリカ	ヨーロッパ	アジア	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	9,081	3,020	10,737	793	23,632
連結売上高(百万円)					33,160
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	27.4	9.1	32.4	2.4	71.3

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

アメリカ・・・アメリカ・カナダ

ヨーロッパ・・・ドイツ・イタリア

アジア・・・中国・韓国・インド

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」の適用により、セグメントの表示は変わりましたが内容についての変更はありません。

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの主な事業は工作機械の製造販売であります。製造は日本、アジアで行っており、販売は海外の重要拠点に子会社を展開して、グローバルな販売活動を行っております。従いまして、当社グループは下記 、 、 、 の販売体制を基礎とした各社の所在地別のセグメントから構成されております。

報告セグメント 〃 は牧野フライス製作所および国内連結子会社が担当するセグメントであり、主たる地域は日本、韓国、中国、大洋州、ロシア、ノルウェイ、イギリス及びセグメント 〃 、 〃 に含まれないすべての地域です。

報告セグメント 〃 はMAKINO ASIA PTE LTD(シンガポール)が担当するセグメントであり、主たる地域は中国、ASEAN諸国、インドです。

報告セグメント 〃 は、MAKINO INC.(アメリカ合衆国オハイオ州メイスン)が担当しているセグメントで、南北アメリカのすべての国です。

報告セグメント 〃 は、MAKINO Europe GmbH (ドイツ連邦共和国ハンブルグ市)が担当するセグメントであり、ヨーロッパ大陸(ノルウェイを除く)のすべての国です。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

	報告セグメント				
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	計 (百万円)
売上高					
外部顧客への売上高	23,897	19,511	11,640	4,404	59,453
セグメント間の内部売上高 又は振替高	20,575	2,281	143	-	23,000
計	44,472	21,793	11,783	4,404	82,454
セグメント利益または損失 ()	1,948	964	0	480	1,463

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

	報告セグメント				
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	計 (百万円)
売上高					
外部顧客への売上高	6,721	7,613	5,879	1,670	21,884
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7,836	881	58	-	8,776
計	14,558	8,494	5,937	1,670	30,661
セグメント利益または損失 ()	1,694	300	549	72	772

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:百万円)

利益又は損失	金額
報告セグメント計	1,463
未実現利益の消去他	0
四半期連結損益計算書の営業損失()	1,462

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

(単位:百万円)

利益又は損失	金額
報告セグメント計	772
未実現利益の消去他	206
四半期連結損益計算書の営業損失()	566

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 657.81円	1株当たり純資産額 687.51円

2. 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 95.04円	1株当たり四半期純損失金額() 22.77円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失()(百万円)	10,895	2,561
普通株式に係る四半期純損失()(百万円)	10,895	2,561
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	114,632	112,485

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 29.05円	1株当たり四半期純損失金額() 8.09円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失()(百万円)	3,330	900
普通株式に係る四半期純損失()(百万円)	3,330	900
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(千株)	114,630	111,267

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

株式会社牧野フライス製作所

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 中川 隆之

代表社員
業務執行社員 公認会計士 南 成人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社牧野フライス製作所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社牧野フライス製作所及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月10日

株式会社牧野フライス製作所
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 中川 隆之

代表社員
業務執行社員 公認会計士 南 成人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社牧野フライス製作所の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社牧野フライス製作所及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。